

釜石市都市公園条例

○釜石市都市公園条例

昭和49年7月22日

条例第25号

改正 昭和51年12月20日条例第41号

昭和52年12月15日条例第26号

昭和58年3月23日条例第11号

昭和59年3月26日条例第9号

昭和60年6月29日条例第12号

昭和63年12月14日条例第27号

平成元年3月20日条例第13号

平成5年3月22日条例第10号

平成5年12月14日条例第22号

平成9年3月21日条例第1号

平成10年3月19日条例第13号

平成11年3月18日条例第12号

平成11年6月22日条例第21号

平成11年12月14日条例第29号

平成12年3月14日条例第3号

平成12年3月21日条例第20号

平成13年3月16日条例第12号

平成17年3月15日条例第10号

平成17年9月16日条例第23号

平成23年7月28日条例第18号

平成25年3月15日条例第22号

平成25年12月20日条例第44号

平成26年3月20日条例第11号

平成30年3月14日条例第15号

平成30年6月22日条例第29号

令和元年9月17日条例第7号

注 平成13年3月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 都市公園及び公園施設の設置に関する基準(第2条—第2条の4)

釜石市都市公園条例

第3章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(第2条の5—第2条の16)

第4章 都市公園の管理(第3条—第11条の10)

第5章 有料公園施設の管理(第11条の11—第11条の27)

第6章 雑則(第12条—第20条)

第7章 罰則(第21条—第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 都市公園及び公園施設の設置に関する基準

(平25条例22・追加)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準)

第2条 当市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(平25条例22・追加)

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

ウ 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

エ 主として当市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に

釜石市都市公園条例

供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

- (2) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平25条例22・追加)

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(平25条例22・追加)

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の4 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 2 前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち都市公園法施行令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 3 都市公園法施行令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 4 仮設公園施設(3月を限度として公園施設して臨時に設ける建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。以下同じ。)を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(平25条例22・追加)

(運動施設の敷地面積の基準)

釜石市都市公園条例

第2条の4の2 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする。

(平30条例15・追加)

第3章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

(平25条例22・追加)

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する特定公園施設(同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化(同条第2号に規定する移動等円滑化をいう。)のために必要な基準は、この章に定めるところによる。ただし、災害等のための一時使用する特定公園施設の設置については、この限りではない。

(平25条例22・追加)

(園路及び広場)

第2条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

釜石市都市公園条例

- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

釜石市都市公園条例

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他的高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第2条の14までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(平25条例22・追加、平30条例29・一部改正)

(屋根付広場)

第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(平25条例22・追加)

(休憩所及び管理事務所)

第2条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

釜石市都市公園条例

- (イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
 - (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
 - (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の11第2項、第2条の12及び第2条の13の基準に適合するものであること。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(平25条例22・追加)

(野外劇場及び野外音楽堂)

第2条の9 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第2条の7第1号の基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号の車いす使用者観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の

釜石市都市公園条例

車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の11第2項、第2条の12及び第2条の13の基準に適合するものであること。

2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(平25条例22・追加)

(駐車場)

第2条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

(平25条例22・追加)

(便所)

第2条の11 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合

釜石市都市公園条例

は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
 - (2) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (平25条例22・追加)

第2条の12 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
 - オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- (3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (4) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

(平25条例22・追加)

第2条の13 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第2条の11第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(平25条例22・追加)

(水飲場及び手洗場)

第2条の14 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場を

釜石市都市公園条例

設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する手洗場について準用する。

(平25条例22・追加)

(掲示板及び標識)

第2条の15 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する標識について準用する。

(平25条例22・追加)

第2条の16 第2条の6から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(平25条例22・追加)

第4章 都市公園の管理

(平17条例23・全改、平25条例22・旧第2章繰下)

(行為の制限)

第3条 都市公園(公園施設のうち有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。))を除く。

この章及び第7章において同じ。)において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画又はテレビを撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に

釜石市都市公園条例

限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(平17条例23・全改、平25条例22・一部改正)

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(平17条例23・全改)

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土、石類を採取すること。
- (4) 鳥獣類及び魚貝類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) たき火及び野営をすること。
- (9) 都市公園をその用途外に使用すること。

(平17条例23・全改)

(使用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(平17条例23・全改)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所

釜石市都市公園条例

- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(平17条例23・全改)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(平17条例23・全改)

(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に、設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(平17条例23・全改)

(仮設の物件又は施設)

第9条の2 都市公園法施行令第12条第2項第10号の条例で定める仮設の物件又は施設は、非常災害により被災した事業者の事業の用に供するため設けられるものを対象とする。

釜石市都市公園条例

(平23条例18・追加、平30条例29・一部改正)

(権利の譲渡禁止等)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例23・全改)

(使用料)

第11条 使用者は、別表第1から別表第3までに掲げる額の使用料(有料公園施設のうち釜石鵜住居復興スタジアムの使用料を除く。以下この条、次条及び第11条の3において同じ。)を納付しなければならない。

- 2 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為(以下「都市公園の使用」という。)の期間が1年を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際徴収する。
- 3 都市公園の使用の期間が1年を超える場合においては、初年度の分は使用の許可の際、次年度以降の分は当該各年度の始めに徴収する。
- 4 使用料の額が年を単位として定められている場合において、都市公園の使用の期間が1年に満たないとき又は1年未満の端数が生じたときは、使用料の額は、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数に応じて月割計算により算出する。
- 5 使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用の日数に端数が生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。
- 6 使用料算定の基礎となる面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算し、使用料算定の基礎となる長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルとして計算する。

(平17条例23・全改、平30条例29・一部改正)

(使用料の減免)

第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が使用するとき。
- (2) 全市的又は広域的行事により市長が必要と認めるとき。

釜石市都市公園条例

(3) その他市長が適当と認めるとき。

(平17条例23・全改)

(使用料の不還付)

第11条の3 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(平17条例23・一部改正)

(監督処分)

第11条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした市長の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による市長の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平17条例23・全改)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の5 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。)の名称又は種類、形状及び数量

(2) 当該工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該工作物等を返還するために必要と認められる事項

(平17条例23・全改)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の6 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、工作物等の保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。

釜石市都市公園条例

(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の公示の期間が経過してもなお当該工作物等の所有者等(法第27条第5項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定めるところにより、保管した工作物等の一覧簿を閲覧に供するものとする。

(平17条例23・全改)

(工作物等の価額の評価の方法)

第11条の7 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例23・全改)

(工作物等を売却する場合の手続)

第11条の8 法第27条第6項の規定に基づく工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、工作物等の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例23・全改)

(工作物等を返還する場合の手続)

第11条の9 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定に基づき売却した代金を含む。以下同じ。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例23・全改)

(届出)

第11条の10 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

釜石市都市公園条例

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第11条の4第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(平17条例23・全改)

第5章 有料公園施設の管理

(平17条例23・追加、平25条例22・旧第2章の2繰下)

(有料公園施設)

第11条の11 有料公園施設は、別表第4のとおりとする。

2 有料公園施設のうち、釜石市立鉄の歴史館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17条例23・追加)

(指定管理者による管理)

第11条の12 有料公園施設の管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(開場期間及び利用時間)

第11条の13 有料公園施設の開場期間及び利用時間は別表第5のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(休場日)

第11条の14 有料公園施設の休場日及び休館日は別表第6のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(利用の許可)

第11条の15 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(利用許可の制限)

第11条の16 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、その利用を許可しない。

(1) 適当な指導者又は付添人のない満6歳未満の者

(2) 泥酔者

釜石市都市公園条例

- (3) 感染性の疾患があると認められる者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯し、又は動物を伴う者
- (5) 前各号のほか、管理上支障があると認められる者
(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)
(利用許可の取消し等)

第11条の17 市長は、有料公園施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により、有料公園施設の管理上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の利用の許可の取消し又は停止により利用者が受けた損害に対し、その責めを負わない。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(有料公園施設の使用料)

第11条の18 有料公園施設の使用料は、別表第8に掲げる額とする。

2 利用者は、前項に定める使用料を利用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(利用料金の収入)

第11条の19 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平17条例23・追加)

(有料公園施設の使用料の減免)

第11条の20 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定

釜石市都市公園条例

める者が使用するとき。

(2) 全市的又は広域的行事により市長が必要と認めるとき。

(3) その他市長が適当と認めるとき。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(有料公園施設の使用料の不還付)

第11条の21 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

(禁止行為)

第11条の22 利用者は、有料公園施設において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 有料公園施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(3) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用すること。

(平17条例23・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第11条の23 有料公園施設の管理について、第11条の12の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 平等な利用が確保されること。

(2) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第11条の24 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者の業務)

第11条の25 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務

(2) 有料公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

釜石市都市公園条例

(3) 前2号に掲げるもののほか、有料公園施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(平17条例23・追加)

(事業報告書の提出)

第11条の26 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(平17条例23・追加)

(秘密保持義務)

第11条の27 指定管理者及び有料公園施設の業務に従事している者は、有料公園施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間を満了し、若しくは指定を取り消され、又は有料公園施設の業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(平17条例23・追加)

(指定管理者についての準用)

第11条の28 第11条の13から第11条の18、第11条の20及び第11条の21の規定は、第11条の12の規定により指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合について、準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条の13から第11条の16、 第11条の17第1項(各号列記以外の部分に限る。)、第11条の18、第11条の20(各号列記以外の部分に限る。)及び第11条の21	市長	指定管理者
第11条の17第2項	市長	市長及び指定管理者
第11条の18、第11条の20及び 第11条の21	使用料	利用料金
第11条の18	別表第8 額とする	別表第7 額の範囲内において、指定管理者

釜石市都市公園条例

		があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、同表に掲げる額の2倍に相当する額とする
--	--	---

(平30条例29・追加)

第6章 雑則

(平17条例23・全改、平25条例22・旧第3章繰下)

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者、使用者及び利用者は、自己の責めに帰すべき理由により都市公園の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(平17条例23・全改)

第13条 削除

(平17条例23)

第14条 削除

(平17条例23)

第15条 削除

(平17条例23)

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第16条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(平17条例23・全改)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第17条 第3条から第12条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平17条例23・全改)

第18条 削除

(平17条例23)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

釜石市都市公園条例

(平17条例23・全改)

第20条 削除

(平17条例23)

第7章 罰則

(平25条例22・旧第4章繰下)

第21条 都市公園において、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条の4第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

(平17条例10・平17条例23・一部改正)

第22条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第24条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定については、市長とみなす。

(平17条例23・平30条例15・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に設置されている次の都市公園は、この条例によって設置されたものとみなす。

大平公園、薬師公園、松原公園、台村公園、天神公園、大只越公園

3 この条例施行の際現に権原に基づいて都市公園において第3条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基づいてなお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

釜石市都市公園条例

4 削除

5 釜石市体育施設の設置管理等に関する条例(昭和43年釜石市条例第13号)は、廃止する。

附 則(昭和51年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年12月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第11号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月26日条例第9号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(市営プール使用料に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前に改正前の釜石市都市公園条例の規定により使用許可を受けた者の当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年6月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月14日条例第27号)

1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

2 昭和64年4月1日から昭和65年3月31日までに限り、改正後の規定にかかわらず、小学生以下の個人使用料は70円とする。

附 則(平成元年3月20日条例第13号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月22日条例第10号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月14日条例第22号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成10年3月19日条例第13号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月18日条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

釜石市都市公園条例

附 則(平成11年6月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月14日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月14日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第20号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月16日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例中指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為に関する規定は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成23年7月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月15日条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第44号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(釜石市都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料及び有料公園施設の利用に係る利用料金に関する経過措置)

第10条 この条例の施行の日前に使用の許可がされている同日以後の釜石市都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料については、なお従前の例による。

釜石市都市公園条例

- 2 この条例の施行の前日に利用の許可がされている同日以後の有料公園施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月14日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の釜石市都市公園条例の規定は、平成29年6月15日から適用する。

附 則(平成30年6月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項、第11条の12から18、第11条の20から21、第11条の28、別表第5、別表第6及び別表第8の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成30年8月規則第13号で、同30年8月1日から施行。ただし、別表第8の改正規定(3 諸室使用料の表木質諸室の欄に限る。))は、平成31年4月1日から施行)

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(公の施設の使用料等の経過措置)

- 3 この条例第5条の規定による改正後の釜石市球技場条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の昭和園クラブハウス条例の別表の規定、第7条の規定による改正後の釜石市民交流センター条例の第8条の規定、第8条の規定による改正後の釜石市中妻体育館条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の釜石市基幹集落センター条例の別表の規定、第14条の規定による改正後の釜石市多目的集会施設条例の別表の規定、第16条の規定による改正後の釜石市公共牧場条例の別表の規定、第17条の規定による改正後の釜石市林業センター条例の別表の規定、第24条の規定による改正後の市営釜石ビル条例の別表の規定、第25条の規定による改正後の釜石市駐車場条例の別表の規定、第26条の規定による改正後の釜石市都市公園条例の別表第3、別表第7及び別表第8の規定第27条の規定による改正後の釜石市都市広場条例の第8条の規定及び第28条の規定による改正後の釜石市青葉ビル条例の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に利用の許可がされている施行日以後の公の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1(第11条関係)

(平17条例23・旧別表第2繰上・一部改正)

公園施設を設ける場合又は都市公園を占有する場合の使用料

区分		単位	金額
面積を単位	年をもって許可するも	1平方メートル1年につき	150円以内

釜石市都市公園条例

として使用 を認める場 合	の		
	月をもって許可するも の	1平方メートル1月につき	30円以内
	日をもって許可するも の	1平方メートル1日につき	5円以内
個数を単位として使用を認める場合		1個1年につき	150円以内
		1個1月につき	30円以内
長さを単位として使用を認める場合		1メートル1年につき	20円以内

別表第2(第11条関係)

(平17条例23・旧別表第3繰上・一部改正)

公園施設を管理する場合の使用料

単位	金額
1平方メートル1月につき	300円以内

別表第3(第11条関係)

(平17条例23・旧別表第4繰上・一部改正、平25条例44・平26条例11・令元条例7・一部改正)

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為	単位	金額	
第3条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	100円以内	
第3条第1項 第2号に掲げ る行為	写真を撮影する行為	1月につき	530円以内
	映画又はテレビを撮影 する行為	1時間につき	530円以内
第3条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円以内	
第3条第1項第4号に掲げる行為	使用面積 200平方メートル未満 1件1日につき	1,060円以内	
	使用面積 200平方メートル以上 1平方メートル1日につき	5円以内	

別表第4(第11条の11関係)

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

有料公園施設

釜石市都市公園条例

都市公園名	有料公園施設名	施設の所在地
大平公園	釜石市営プール	釜石市大平町三丁目6番1号
大平墓地公園	釜石市立鉄の歴史館	釜石市大平町三丁目12番7号
平田公園	野球場	釜石市大字平田第5地割85番2
	クラブハウス	釜石市大字平田第5地割92番8
鶴住居運動公園	釜石鶴住居復興スタジアム	釜石市鶴住居町第18地割5番1

別表第5(第11条の13関係)

(平17条例23・追加、平30条例29・一部改正)

有料公園施設の開場期間及び利用時間

都市公園名	有料公園施設名	開場期間		利用時間
大平公園	釜石市営プール	屋外	7月1日から9月20日まで	火曜日から金曜日まで 12時から20時まで
		屋内	年間	
平田公園	野球場	4月1日から11月30日まで		8時から21時まで
	クラブハウス	年間		9時から21時まで
鶴住居運動公園	釜石鶴住居復興スタジアム	年間		平日 9時から21時まで 土・日・祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。) 8時から21時まで

別表第6(第11条の14関係)

(平30条例29・全改)

有料公園施設の休場日及び休館日

都市公園名	有料公園施設名	休場日及び休館日
大平公園	釜石市営プール	(1) 毎週月曜日(ただし、7月21日から8月20日までの期間は除く。) (2) 祝日(子供の日、体育の日及び前号に掲げる日を除く。) (3) 子供の日及び体育の日の翌日(前2号に掲げる日を除く。) (4) 12月29日から翌年1月3日まで

釜石市都市公園条例

平田公園	野球場	なし
	クラブハウス	12月29日から翌年1月3日まで
鶴住居運動公園	釜石鶴住居復興スタジアム	12月29日から翌年1月3日まで

別表第7(第11条の18関係)

(令元条例7・全改)

有料公園施設利用料金上限額

都市公園名	有料公園施設名	利用料金				備考		
		単位		金額				
大平公園	釜石市営プール	個人利用料金	普通券(1人1回)	大人	430円			
				高校生	310円			
				中学生以下	210円			
		回数券(6枚綴り)		大人	2,200円			
				高校生	1,610円			
				中学生以下	1,100円			
		占用利用料金(1コース1時間につき)		25メートルプール	平日		1,100円	
					土・日曜日		1,630円	
				50メートルプール	平日		2,200円	
					土・日曜日		3,300円	
				室内温水プール	平日		2,200円	加温しない場合は、25メートルプールの利用料金と同額とする。
					土・日曜日		3,300円	
		トレーニング器具利用料金	普通券(1人1回)	大人	210円		釜石市営プールと並行して利用の場合は、トレーニング器具の利用料金の2分の1に相当する額(10円未満切捨て)とする。	
高校生	100円							

釜石市都市公園条例

			回数券(6枚綴り)	大人	1,100円	
				高校生	550円	
平田公園	野球場	グラウンド利用料金(1時間につき)	小中学生及び高校生		510円	
			一般		1,040円	
		施設利用料金(1時間につき)	放送機器		100円	
			スコアボード		200円	
			会議室		200円	
	照明設備利用料金(1時間につき)	全灯(180灯)		4,180円		
		半灯(90灯)		2,080円		
	クラブハウス	大会議室利用料金	昼時間(9時～17時)(1時間につき)	利用料金	260円	冬期加算料は、11月から翌年4月までの期間の利用料金に加算する。
				冬期加算料	170円	
			夜時間(17時～21時)(1時間につき)	利用料金	330円	
冬期加算料				200円		
全日(9時～21時)			利用料金	3,250円		
			冬期加算料	2,120円		
小会議室利用料金			昼時間(9時～17時)(1時間につき)	利用料金	70円	
				冬期加算料	40円	
		夜時間(17時～21時)(1時間につき)	利用料金	80円		
			冬期加算料	50円		
		全日(9時～21時)	利用料金	870円		
			冬期加算料	490円		
温水シャワー	利用料金	1人1回につき	100円			

別表第8(第11条の18関係)

釜石市都市公園条例

(令元条例7・全改)

釜石鶴住居復興スタジアム使用料

1 グラウンド使用料(1時間につき)

区分	メイングラウンド				サブグラウンド			
	全面		1/2面		全面		1/2面	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下
入場料等を徴収しない場合	12,550円	6,270円	6,270円	3,130円	660円	330円	330円	160円
入場料等を徴収する場合	50,270円	25,120円	25,120円	12,550円	2,640円	1,320円	1,320円	660円

2 附属設備使用料(1時間につき)

区分	放送機器	電光掲示板
入場料等を徴収しない場合	310円	310円
入場料等を徴収する場合	1,250円	1,250円

3 諸室使用料(1時間につき)

区分	会議室	医務室	ロッカールーム (1室につき)	木質諸室 (1室につき)
入場料等を徴収しない場合	620円	620円	770円	620円
入場料等を徴収する場合	2,500円	2,500円	3,130円	2,500円

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 9時(土・日・祝日については8時)より前又は21時より後に使用する場合の使用料は、各区分の使用料に使用した時間数を乗じて得た額とする。
- 3 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類する料金をいう。